

変更：プロポーザル提出期限 8月12日を8月19日に延長します。

番号：150576

国名：ヨルダン

担当部署：中東・欧州部中東第二課

案件名：開発政策立案・実施支援プログラムに係るモニタリング（円借款事業実施促進・モニタリング）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：円借款事業実施促進・モニタリング
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：有償勘定技術支援

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年8月下旬から2016年5月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.70M/M、現地 1.20M/M、合計 1.90M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	第1次現地業務期間	国内業務期間	第2次現地業務期間	国内業務期間	第3次現地業務期間	整理期間
3日間	12日間	3日間	12日間	3日間	12日間	5日間

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	円借款実施促進・モニタリングに係る各種業務
対象国/類似地域	ヨルダン/全途上国

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

2010年末からの「アラブの春」にともなう地域政情不安定化や隣国シリアでの紛争により、ヨルダンの人口の約1割にあたる62万人以上のシリア難民がヨルダン国内に大量流入しておりヨルダンの社会・経済に大きな影響を与えている。これは2011～2013年の実質経済成長率を2%台に留まらせた。また財政収支も、難民に対する公共サービス提供等のため2013年は対GDP比マイナス11.1%に落ち込んだ（国際通貨基金、IMF）。更にエジプトからの安価な天然ガスの輸入が「アラブの春」以降滞り、代替としてよりコストがかかる燃料による発電を余儀なくされているため電力公社への資金移転を行っていることも財政赤字の大きな原因となっている。公的債務の水準は、2009年以降財政収支の悪化や経済成長の低迷も相俟って上昇しており、2013年末には対GDP比は86.4%に達した。政府予算書によると、2015年の資金需要（財政ギャップ）は約87億ドルと見込まれており、うち現時点で対外借入の用途が立っているのは約5.6億ドル、他にもドナー等に借款供与の依頼をしており、足りない分はユーロ債や国内市場での国債発行で補うことを見込んでいる。ヨルダン政府は、所得税法の改正等を伴う税制の改革による歳入強化等を通じ、財政赤字幅の縮小への取組みを進めているが、債務の適切な管理、資金調達手段の多様化、財政赤字の大きな原因となっている電力・水分野の改革が課題となっている。電力公社、水公社への資金移転は、2013年では財政赤字の53%に上っており、電力・水分野の改革は不可欠な状況である。

上記を踏まえ、公共サービス改善や債務管理能力向上を通じ、公的セクター全般の効率化支援を目的とし、近年「人材育成・社会インフラ改善事業（Human Resource Development and Social Infrastructure Improvement Project）」（以下、「J0-P12」と言う。借款額12,234百万円）、「財政強化型開発政策借款（Fiscal Consolidation Development Policy Loan）」（以下、「J0-C6」と言う。借款額12,000百万円）、「財政・公共セクター改革開発政策借款（Fiscal and Public Service Reform Development Policy Loan）」（以下、「J0-C7」と言う。借款額24,000百万円）が我が国政府からヨルダン政府に対して供与されている。これら円借款事業は、対ヨルダン・ハシェミット王国国別援助方針重点分野「自立的・持続的な経済成長の後押し」下の開発課題「経済成長の基盤整備」のうち、「開発政策立案・実施支援プログラム」の一環として実施しており、各種開発政策の立案やその実施を支援するものである。

本業務は、上記3件の円借款事業について各々設定された効果指標に基づき、成果及び進捗に係るモニタリングを通して、成果発現に向けた支援を実施するものである。また、相手国実施機関が自らの開発成果発現状況及び今後の公的セクターにおける開発目標を確認し、報告書等を作成できるレベルまで実施能力を向上することを支援するものである。

7. 業務の内容

上記3件の円借款事業の成果及び進捗のモニタリングを実施し、成果発現に向けた支援を行う。また、相手国実施機関が作成する報告書等の作成能力強化を行う。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

- (1) 準備期間（2015年8月下旬）

ア. インセプションレポートの作成

既存の文献・報告書等（3件の審査調査書、J0-P12に係るこれまでの支援業務報告書・J0-C6に係る世銀の各種レポート等）のレビューを行い、JICA中東・欧州部と事業の状況や課題、業務方針等を確認した上で、業務の目的・概要、全体スケジュール、現地支援業務計画、及び支援業務方針を記載した相手国事業実施機関向けの英文版資料（インセプションレポート）及び和文版を作成し、JICA中東・欧州部と調整する。

(2) 第1次現地業務 (2015年8月下旬~9月上旬)

ア. 相手国関係者、JICA関係者への現地支援業務計画の説明・確認

国内準備で作成したインセプションレポートに基づき、現地支援業務計画を相手国実施機関及びJICA事務所に説明する。なお、相手国実施機関は計画・国際協力省であるが、開発目標が複数のセクターにまたがるため、業務遂行にあたっては各担当省庁が相手先機関となることもある。

イ. J0-P12事業完了報告書の作成支援

2015年3月に完了したJ0-P12に関し、計画・国際協力省が作成する事業完了報告書の作成支援・確認により技術移転を行う。また、各サブ・プロジェクトのサイト視察を実施し、整備施設・調達機材等の現状、進捗、現物、及び活用状況を確認する。また、各サブ・セクターの成果及び進捗に関する課題を再確認し、前年度支援調査で用いた開発効果指標に基づき、現状確認する。

ウ. J0-P12会計監査報告書の提出支援

2015年3月に完了したJ0-P12に関し、ヨルダン会計検査院が作成する監査レポートの作成支援・確認により技術移転を行う。

エ. J0-C6事業完了報告書の作成支援

2014年3月に完了したJ0-C6に関し、計画・国際協力省が作成する事業完了報告書の作成支援・確認により技術移転を行う。なお、本事業は世銀との協調融資であるため、世銀の作成する各種レポートも参照すること。J0-C6のポリシーマトリクスは以下の通り。

改革項目		指標	基準値	目標値
透明性・説明責任向上	透明性の強化	反汚職委員会の強化	2011年: Global Integrity Report ¹ スコア 61.1/100(反汚職委員会の有効性)	2013年: 75/100
		情報アクセスの改善	2011年: Global Integrity Reportスコア 64.6/100(国民の公共情報アクセス)	2013年: 75/100
	公的財源の保護	会計検査院の強化	2011年: Global Integrity Reportスコア 63/100(最高会計検査機関の有効性)	2013年: 75/100
財政・債務管理強化	財政余力の増加と財政リスクの低減	PPP法の効果的な適用とPPPユニットの効果的な活用	財務省内にPPPユニットを設立	2015年8月: 新PPP法を全てのPPPに適用
		リスク改善のための新規債務ツールとしてスクー債供給	2013年: スクー債の発行件数: 0	2015年8月: スクー債の発行
	医療費削減	保健省が購入する薬品のジェネリック占有率	2012年: ジェネリック占有率 60%	2014年: ジェネリック占有率 65%
民間セクター開発	中小企業の資金調達改善	動産担保の登録	N/A(動産担保を可能にする担保付貸付法案の閣議通過)	2015年8月: 動産担保の登録(1件)
	効率的な起業のためのコスト削減	起業にかかる免許取得日数	2012年: 16日間	2015年8月: 12日間

¹ 公共セクターにおける反汚職の法的枠組み・その実施について評価をした報告書

オ. J0-C7に係る支援業務（プライアー・アクション1のモニタリング及びプライアー・アクション2の進捗状況の確認）

J0-C7においては、ポリシー・マトリックス（下表）を作成しており、2段階のプライアー・アクション（事前達成項目）を設定している。第1段階のプライアー・アクション（以下、「プライアー・アクション1」と言う）達成を確認後に第1回のディスバース、第2段階のプライアー・アクション（以下、「プライアー・アクション2」と言う）達成を確認後に第2回のディスバースを行う予定である。プライアー・アクション1は7件あり全て達成済みであるが、当該アクションが継続されているかどうか、計画・国際協力省へのヒアリング等を通じてモニタリングを行う。また、プライアー・アクション2は2015年末達成見込みであるが、計画・国際協力省へのヒアリング等を通じて、進捗状況の確認を行い、状況をまとめる。

改革項目	目的	プライアー・アクション1	プライアー・アクション2
		2015年1月達成	2015年末達成見込み
債務管理改善	債務管理能力向上	債務管理ツール開発計画の承認	債務管理ツールからデータを抽出された、将来予測・分析・ストレステストを含んだ債務管理報告書の発行
	政府主体の資金調達手段多様化	スクーク発行の予算を含む2015年度予算書の国会提出	スクーク発行の予算を含む2016年度予算書の国会提出とスクーク債の発行
公的サービス分野改善	電力セクター長期計画の策定	（電力）JICAとの電力マスタープラン作成支援に関する合意（R/D）署名及び運営委員会の選出	運営委員会の承認と運営委員会の活動開始
	電力公社の赤字改善	（電力）電力料金の値上げ（2015年1月）	値上げした電力料金の維持
	代替燃料の確保	（電力）LNGの売買契約締結	LNGターミナルの完成
	省エネ・再生可能エネルギー促進	（水）省エネ・再生可能エネルギー政策ペーパー第一次ドラフト案の提出	政策ペーパーの承認及びプロジェクトに対する予算の確保
	シリア難民受入地域の負担軽減	（水）北部シリア難民受入地域における上下水マスタープラン・実施計画書の承認	優先プロジェクト提案書の作成

カ. 現地業務の結果をJICAヨルダン事務所に報告する。

（3）国内業務（2015年9月下旬頃）

ア. 第1次現地業務の結果を内容ごとにまとめる。

イ. ア. でまとめる第1次現地業務結果に基づき、追加に必要な情報・業務を確認し、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、収集すべき情報を取りまとめ、全体業務計画（案）を策定する。

ウ. 全体業務計画（案）に基づき、JICA中東・欧州部と協議の上、合意を形成し、最終化し、第2次現地業務計画を策定する。

（4）第2次現地業務（2015年11月上旬～11月下旬頃）

ア. J0-P12事業完了報告書の作成支援

2015年3月に完了したJ0-P12に関し、計画・国際協力省が作成する事業完了報告書の作成支援・確認により技術移転を行う。また、各サブ・プロジェクトのサイト視察を実施し、整備施設・調達機材等の現状、進捗、現物、及び活用状況を確認する。

イ. J0-P12会計監査報告書の提出支援

2015年3月に完了したJ0-P12に関し、ヨルダン会計検査院が作成した監査レポートの内容確認等を行う。また、同報告書未提出の場合は作成支援を行う。

ウ. J0-C6事業完了報告書の提出支援

2014年3月に完了したJ0-C6に関し、計画・国際協力省が作成する事業完了報告書の作成支援・確認により技術移転を行う。

エ. J0-C7に係る支援業務（プライアー・アクション2の達成状況の確認）

計画・国際協力省へのヒアリング等を通じて、進捗状況の確認を行い、未達成のアクションがある場合、詳細を確認する。J0-C7は2015年内にすべてのプライアー・アクションを達成し、同年度内に貸付実行を完了させることを予定している。

オ. 現地業務の結果をJICAヨルダン事務所に報告する。

（5）国内業務（2015年12月上旬頃）

ア. 第2次現地業務の結果を内容ごとにまとめる。

イ. ア. でまとめる第1次現地業務結果に基づき、追加に必要な情報・業務を確認し、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、収集すべき情報を取りまとめ、全体業務計画（案）を修正する。

ウ. 全体業務計画（案）に基づき、JICA中東・欧州部と協議の上、合意を形成し、最終化し、第3次現地業務計画を策定する。

（6）第3次現地業務（2016年3月中旬～下旬）

ア. J0-P12事業完了報告書の作成支援

2015年3月に完了したJ0-P12に関し、計画・国際協力省が作成した事業完了報告書の内容確認等を行う。また、同報告書未提出の場合は作成支援を行う。

イ. J0-P12会計監査報告書の提出支援

2015年3月に完了したJ0-P12に関し、ヨルダン会計検査院が作成した監査レポートの内容確認等を行う。また、同報告書未提出の場合は作成支援を行う。

ウ. J0-C6事業完了報告書の提出支援

2014年3月に完了したJ0-C6に関し、計画・国際協力省が作成する事業完了報告書の作成支援・確認により技術移転を行う。

エ. J0-C7に係る支援業務

計画・国際協力省へのヒアリング等を通じて、進捗状況の確認を行い、プライアーアクション2が予定通り達成されディスバースが完了した場合には、計画・国際協力省が作成する事業完了報告書の作成支援・確認により技術移転を行う。引き続き未達成のアクションがある場合、詳細を確認し、JICA中東・欧州部及びヨルダン事務所に報告する。

オ. 現地業務の結果をJICAヨルダン事務所に報告する。

（7）国内業務（2016年4月中旬）

ア. 第3次現地業務の結果について、JICA中東・欧州部に報告を行う。

イ. JICAとの協議内容を取りまとめ、ファイナルレポートを作成する。

ウ. ファイナルレポートの内容について、JICA中東・欧州部と協議の上、合意を形成し、JICAからのコメントを踏まえて最終化する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(2)ファイナルレポートとする。

(1) インセプションレポート(和文2部、英文3部)

(2) ファイナルレポート(和文2部、英文3部) レポート提出先は、和文をJICA中東・欧州部とヨルダン事務所、英文をJICA中東・欧州部、ヨルダン事務所、ヨルダン計画・国際協力省とする。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃(ドーハ、ドバイ又はアブダビ経由)及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

(2) 現地補助要員

本件業務実施にあたっては、通訳(英語⇄アラビア語)及びヨルダン実施機関へのフォロー等の現地業務補助のため、現地補助要員を備上して下さい(見積書に計上して下さい)。目安としては単価20千円/日・人、120日・人程度。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年8月、11月、2016年3月を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本専門家1名のみを派遣予定(他の専門家の派遣予定はありません)。

③ 便宜供与内容

JICAヨルダン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。ただし、必要に応じて安全な手段についての情報提供は可能です。

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舍手配

なし

ウ) 車両借上げ

なし。必要経費は見積書に計上して下さい。

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

必要に応じて、初回の派遣時のみ手配。

カ) 執務スペースの提供

なし。必要に応じ、経費は見積書に計上して下さい。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA中東・欧州部中東第二課(TEL:03-5226-6869)にて閲覧可能。

- ・ J0-P12に係るこれまでの支援業務報告書
- ・ 3案件の審査調書

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

(4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意ください。現地の治安状況については、JICA ヨルダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意ください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載ください。

(5) 不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談ください。

以上